

短期停止処分者講習・違反者講習の稚内会場休止について

北海道警察旭川方面本部管内では、30日の免許停止処分者が対象となる短期停止処分者講習、及び、軽微な交通違反による累積点が6点になった方が対象となる違反者講習については、旭川運転免許試験場のほか、稚内安全運転教室でも実施しておりましたが、諸般の事情により、平成30年4月以降、稚内安全運転教室を休止しております。

上記講習を含め、中期、長期の停止処分者講習の実施場所は旭川運転免許試験場のみですので、遠方にお住まいの方にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記担当係までお問い合わせ下さい。

旭川運転免許試験場 講習係
0166-51-2489（内線 223）